

小金井市立緑中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

(いじめ防止対策基本法より)

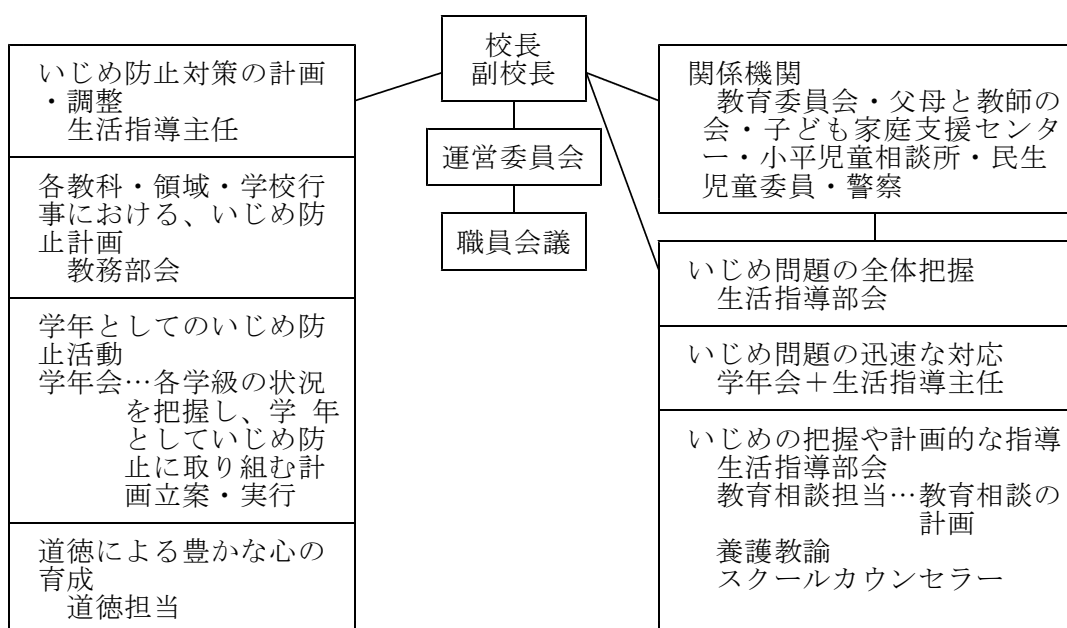
(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめに問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめ撲滅に向けた未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 緑中学校 いじめ防止対策校内委員会

心の教育

いじめの迅速な対応



3 いじめ未然防止のための取り組み

- ・学級経営の充実
 - コミュニケーション能力を高める授業を実施したり、「いじめアンケート」の結果を生かしたりして、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
 - 分かる・できる・活かす授業の実践に努め、生徒一人一人が達成感や充実感をもてる授業の実践に努める。
 - 学年打ち合わせを密に行い、学年間の共通理解に努め、同じ意識をもって生徒の指導に当たる。
- ・道徳教育の充実
 - 道徳の時間を通して、生徒の自己肯定感を高める。
 - 学校の全教育活動を通じた道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。
 - あいさつやふれあい月間は全校で取り組み、道徳の時間であいさつや言葉の使い方について学ぶ。
- ・相談体制の整備
 - いじめの実態把握アンケート結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、生活指導全体会を行い、共通理解を図る。生徒理解を深めるために教職員の研修を行う。
 - 「いじめアンケート」後に学級担任による教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。
- ・インターネット等のいじめに対する対策
 - 生徒のインターネットに関する使用状況の実態把握に努めるとともに、生徒に情報モラル教育をするなど迅速に対応する。
- ・学校相互間の連携協力体制の整備
 - 小学校等と情報交換を行う。

4 いじめ早期発見のための取り組み

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携
生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて教育相談室、子ども家庭支援センター、民生委員、児童発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 「いじめアンケート」の実施
「いじめアンケート」を実施する。また、「いじめアンケート」をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いをくみ取る。また、随時、保護者との希望制の面談も併せて行う。

5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに校長・副校長に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策校内委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。
- 事実に関わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- いじめが犯罪行為として取り扱うべきと認められる事案については、市教育委員会及び警察署等に報告して対応する。

6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合
 - いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合
- (2) 重大事態への対処
 - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
 - いじめ防止対策校内委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との適切な連携を図る。
 - 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。